



天皇杯に輝く銘茶

そのぎ茶

～その歩みをたずねて～

東彼杵町史談会会員 谷山 満三郎

11. 長崎県農林技術開発センター茶業研究室について

先月号で触れた略称茶業試験場彼杵支場の前身は、明治 27 年 4 月 26 日、彼杵村 608 番戸に茶業伝習所を設け教習を開始した、とある。

そのねらいは、県下の茶業は維新後、宇治風（京都府下）の製茶が次第に増加してきた。しかし栽培や製法が不慣れのため、収支相償^{つぐな}わない点が多かった。明治 17 年以降 5 ヶ年の平均によると県下茶反別は 463.7ha、産額 61,554 貫目 (230,827.5 kg)、代金 45,812 円余である。明治初年に比して大きく減少している。これを防ぐ方法は、釜煎りを廃して籠焙^{ほいろ}炉とし、手揉みから圧揉器^{あつじゅうき}を用いて経費を省くしかないとの結論からであった。



三根郷に設立された県農業試験場付属茶業指導所（昭和初期）

このような背景により、県は長崎県東彼杵郡茶業組合を設立させ規約を次のように定めた。

長崎県東彼杵郡茶業組合同規約

此茶業組合同規約ハ明治 17 年本県甲第 40 号布達^{じゅんぽう}ヲ尊奉シ同業者会同決議ヲ以テ組織スル条款左ノ如シ

第1章 名称

第 1 条 当組合ハ長崎県下東彼杵郡茶業組合ト称ス

第2章 位置

第 2 条 当組合事務所ハ長崎県下東彼杵郡大村東部片町 656 番戸（郡役所内）に設置ス

但都合ニヨリ彼杵、千綿、川棚、早岐ノ 4 ヶ村ニ支部ヲ置クモノトス

第3章 目的

第3条 当組合事務所ハ郡下同業一切ノ事務ヲ統轄シ且ツ茶業ノ改良進歩ヲ図リ内外
販路ヲ拡張スルヲ以テ目的トス其事項左ノ如シ

第1項 栽培、製造、貯蔵、荷造、販売等ノ改良ヲ計画スルコト

第2項 取締所及ビ各組合ト気脈ヲ通ジ、茶業上有益ノ事件ヲ交互報通スル事

第3項 茶業上利害損失ニ付質問応答ヲナシ若クハ之ヲ調査スル事

第4項 従来製造人及販売人ノ弊習^{へいしゅう}ヲ矯正^{きょうせい}シ取引上正當着実ニ歸スル方法ヲ
考按^{こうあん}スル事

第5項 組合内ノ実況ヲ時々取締所ヘ報道スル事

第6項 組合中ノ製茶ヲ検査捺印スル事

第4章 委員選挙及ビ職務権限

第4条 組合一切ノ事務ハ組合委員ヲ置キ之ヲ処弁^{しょべん}ス

第5条 組合委員ハ組合中ヨリ事務所ヘ4名、支部ヘ2名ヲ互選シ任期ハ満2年トス
但満期再選スルモ妨ゲナシ

第6条 組合委員選定ノ上、其住所姓名ハ取締所ヲ經テ県庁ヘ届出ヅルモノトス

第5章 組合員ノ責任

第7条 組合員ハ県庁ノ検印アル証票ヲ携帯スルモノトス

但証票ヲ紛失或ハ毀シタル時ハ2名以上ノ証人ヲ立テ更ニ取締所ヘ申出テ請取^{こいと}ルモノ
トス

第8条 物及ビ悪品ヲ混淆^{こんこう}シ或ハ着色偽似^{ぎじ}又ハ、日干釜煎^{ひぼしかまいり}等ノ不正不良ノ製造又ハ販
売ヲ為スベカラズ

但摘葉^{てきよう}ハ3葉掛トシ2番芽迄^{まで}ヲ摘取^{てきしゅ}スルモノトス

第6章 検査

第9条 製茶荷造ノ上ハ、必ズ組合ノ名称及ビ製造人ノ姓名ヲ記シ捺印ノ上之ヲ貼付
ス

但外国輸出品ハ必ズ取締所ノ検印ヲ受クルモノトス

第10条 組合委員ノ検印ナキモノハ、売買スルヲ得ズ

但外国輸出品ハ必ズ取締所ノ検印ヲ受クルモノトス

以下次号